

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南房総市の総人口は、2005（平成17）年の44,763人から2020（令和2）年の35,831人へと15年間で約20%減少している。

15歳未満、15～64歳の人口が減少する一方で、65歳以上人口の割合は2005（平成17年）年の33.7%から2020（令和2）年には47.2%へと上昇している。

このことから少子高齢化の進行、若年者層の人口流出に歯止めがきかない状況であり、これらの若い世代の人口減少は、本市の経済、生産機能を抑制する大きな要因となっている。

2020（令和2）年の産業別就業人口割合をみると、第1次産業が17.4%、第2次産業が15.7%、第3次産業が66.9%となっている。

農林水産業は、温暖な気候を活かした花き、野菜、果実などの園芸が盛んであり、魚介資源は、アワビやイセエビなどのブランド化に取り組んでいるが、若年者層の農業漁業離れが進んでおり、後継者の育成のためにも就業環境の整備が喫緊の課題である。

製造業は、事業所数、事業者数ともに減少しており、製造品出荷額も受注の減少に伴い減少傾向にある。

宿泊業は、道路交通網の整備が進み、首都圏からの時間と距離が著しく短縮され来訪しやすくなったことにより、観光客の通過、日帰り型への移行が見受けられ、宿泊者数は減少傾向にある。

こうした状況に鑑み、市内中小企業においては、より生産性の高い設備等の導入、更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

～市の産業振興の取組み～

- ・租税特別措置法の活用と地方税の不均一課税（固定資産税）や南房総市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の積極的な運用により、事業者の税制負担の軽減を図る。
- ・南房総市企業誘致条例及び雇用促進に関する条例に基づき、事業所等を新設、または増設する事業者に対し奨励措置を講じる。
- ・新分野への参入や起業、農商工連携により積極的に設備投資をする事業者や技術力の向上、経営力の強化を図る人材育成を行う事業者に対し経費助成などの支援を行う。
- ・地域農林水産物を使用した加工品等を育成するとともに生産、加工、販売等を生産者が自ら行うことのできる6次産業化を推進する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業の経営基盤や競争力の強化を図り、地域経済活力の維持、強化につなげるため、計画期間中に10件の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の多様な産業の設備投資を支援するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市は、広く事業者の労働生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、南房総市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市は、中小企業が設備投資を通じて労働生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種は、全業種とし、対象事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業あれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・先端設備等導入計画の認定により暴力団を利することとならないよう、南房総市暴力団排除条例に基づき、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との

関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・市税等を滞納している者を除く。